

# 12月1日から 道路交通法がかわります



道路交通法が、七年ぶりに大幅改正され、十二月一日から施行されます。

今回の改正は二・三人に一人が運転免許を持つ「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざすものです。  
主な改正内容は次のとおりです。

## 自動二輪・原動機付き自転車

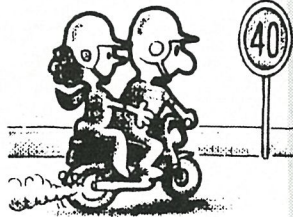
ヘルメットの  
着用が義務づ  
けられる

自動二輪車、原動機付き自転車の乗車用ヘルメットの着用が、義務づけられました。

自動二輪車に乗る時は、運転する者も、荷台に同乗する者も、必ずヘルメットをかぶらなければいけません。いままでは、最高速度四〇キロ未満の道路なら、ヘルメットは不用でしたが、これからは、ヘルメットなしでは自動二輪車には乗れません。四〇キロ以上で走

れる道路

を、ヘルメットな  
しで運  
すると、  
違反点一  
点です。



また、高速自動車国道や自動車専用道路では、二人乗りしてはいけません。罰則は、いずれも三万円以下の罰金です。

原動機付き自転車に乗るときも、ヘルメットをかぶらなければいけません。原動機付き自転車に乗って買い物に出かけるお母さんたちも、必ず、ヘルメットをかぶって運転しましょう。

## 暴走行為の禁止

ジグザグ運転

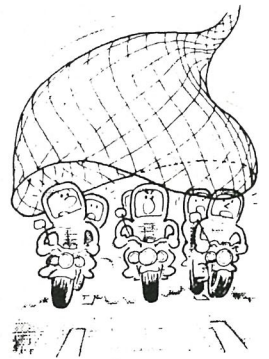
横列運転は

懲役六ヶ月

暴走族に対する取り締まりが、一段と強化されました。

これまでは、自動二輪車が道路を横いっぱいにながら走っていても、センターラインを超えた場合は検挙できるものの、左側通行

車線内では取り締まることができませんでした。



## 自転車の通行安全

横断帯が新設  
されます

交差点への進  
入が一部禁止  
されます

自転車では横断中の交通事故を減らすため、新しく自転車専用の横断帯が設けられます。幅一・五メートルの横断帯には、自転車の図柄入りの標識や標示が付きませんが、横断歩道に併設される場所では、歩行者用の信号と共通になります。車は横断帯の手前ではスピードを落とし、自転車横断中は必ず一時停止をしなければなりません。また、横断帯の手前三十メートル以内での追い越し、追い抜きは禁止となります。

交通のはげしい交差点などでは、自転車では横断するのはとても危険です。とくに、大型トラックなどに巻き込まれる事故が、年々ふえています。

このような事故を防ぐために、交通量が多く、自転車の横断が危険な交差点には、新たに「自転車進入禁止」の道路標示がつけられます。「自転車進入禁止」の標示のある交差点では、自転車をいったん歩道の上にあげ、自転車横断帯を利用して交差点を渡らなければいけません。

